

# 温室効果ガス削減アクションプログラム について（案）

# 目次

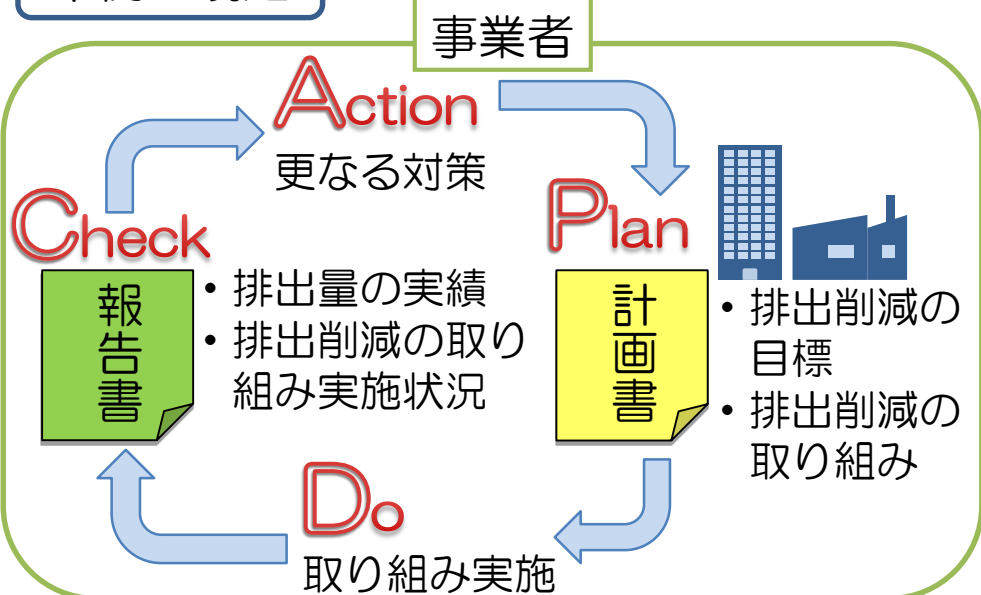
- 1 温室効果ガス削減アクションプログラムの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（案）・・・・・・・・・・ 3
  - (1) 特定事業者の要件
  - (2) 計画書及び報告書の提出期日
  - (3) 計画書及び報告書の公表等
  - (4) 事業所への立入調査
- 3 事業者温室効果ガス削減指針（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (1) 特定事業者の対象範囲
  - (2) 原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素換算温室効果ガス排出量の算定
  - (3) 計画書の作成及び届出
  - (4) 報告書の作成及び届出
  - (5) 計画書及び報告書の公表
  - (6) 計画書の変更等
  - (7) 評価の時期
  - (8) 評価の基準
  - (9) 評価結果の通知及び公表・表彰
  - (10) 助言
  - (11) 一般事業者による計画書及び報告書の提出
- (参考) 評価方法の他都市事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

# 1 温室効果ガス削減アクションプログラムの概要

## 制度の概要〈条例で規定する内容〉

- 対象：特定事業者（一定数以上のエネルギーを使用する事業者等）  
要件に満たない事業者も「一般事業者」として任意での参加が可能
  - 内容：〈事業者〉計画書及び報告書を作成・提出  
〈市〉計画書等の概要を公表し、計画期間終了後には評価・表彰を実施
  - 計画期間：《第一計画期間》R2年度からR4年度までの3年間  
《第二》R5年度から3年間、《第三》R8年度から3年間…と継続
- (※) 詳細を「施行規則」及び「事業者温室効果ガス削減指針」において規定

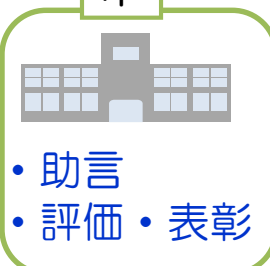
### 条例で規定



### 施行規則で規定

- 規模要件
- 提出期日 など

市



### 削減指針で規定

- 計画書等の様式
- 評価の基準
- 表彰に関する事項 など

## 2 仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（案）

### （1） 特定事業者の要件（条例第2条第5号関係）

○特定事業者の規模要件（条例中の「市長が定める量以上」等）を規定する。

区分	要件
一定数以上のエネルギーを使用する事業者	事業活動に伴う電気やガスなどのエネルギー使用量が、原油に換算して年間 <u>1,500キロリットル以上</u> の事業所を本市域に設置する事業者
一定数以上の温室効果ガスを排出する事業者	エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が、二酸化炭素に換算して年間 <u>3,000トン以上</u> の事業所を本市域に設置する事業者
一定数以上の自動車 <sup>を</sup> を所有する運送事業者	<u>100台以上のトラック、バス、タクシー</u> を本市域に登録している運送事業者

#### ポイント

○省エネ法や温対法における基準に準拠し、その枠組みを活用できるようにすることで、特定事業者の事務負担を軽減

## 2 (2) 計画書及び報告書の提出期日（条例第10条第1項・11条第1項・15条関係）

○計画書及び報告書の提出期日（条例中の「市長が定める期日」）を規定する。

種類	期日
事業者温室効果ガス削減計画書	<ul style="list-style-type: none"><li>• 特定年度（令和2年度及び同年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度）の8月31日</li><li>• 令和2年度のみ10月31日</li></ul>
事業者温室効果ガス削減報告書	<ul style="list-style-type: none"><li>• 毎年8月31日（令和3年度以降）</li></ul>

（※）一般事業者（特定事業者以外の事業者）の提出期日について準用

### ポイント

○令和2年度のみ経過措置を設け、計画書の提出期日を猶予する。

## 2 (3) 計画書及び報告書の公表等（条例第10条第3項ほか）

○計画書及び報告書等の公表は、インターネットの利用その他市長が適当と認める方法により行う。

### 計画書及び報告書の公表

（条例第10条第3項、第11条第2項、第12条第3項関係）

- 市ホームページ
- 仙台市環境局（環境部環境企画課窓口）

### 勧告に従わない場合における公表（条例第31条第1項関係）

- 計画書及び報告書の提出をしない等の理由により勧告を受けた者が必要な措置を講じなかった場合における氏名及び住所の公表についても計画書等の公表の方法に準じる。

## 2 (4) 事業所への立入調査 (条例第29条第2項)

○事業所への立入調査をする職員の身分証明書を規定する。

### 身分証明書 (条例第29条第2項関係)

- 条例の施行に必要な限度において実施する立入調査において携帯する身分証明書の様式を規定する。

### 身分証明書の記載内容

- 条例第29条第1項に基づく立入調査である旨
- 立入調査を実施する職員の氏名
- 職員の所属及び職名
- 職員の生年月日

### 3 事業者温室効果ガス削減指針（案）

#### （1） 特定事業者の対象範囲（条例第2条第5号関係）

○特定事業者の事業活動等の範囲を定める。

区分	事業活動の範囲	原油換算エネルギー使用量等の範囲
年間1,500キロリットル以上のエネルギーを使用する事業者	事業所等（工場又は事業場）における事業活動 （同一の敷地又は建築物において事業活動を行う工場又は事業場を一つの複数の事業所等が存在する場合は一つの事業所等とみなす。）	<ul style="list-style-type: none"><li>• テナントビルについては、ビル全体を一つの事業所等とみなし、ビル所有者がビル全体のエネルギー使用量を把握する</li><li>• テナント事業者（テナントビル入居者）については、その専用部全てのエネルギー使用量を把握する</li><li>• 発電所等（発電所又は熱供給施設）については、他人への電気又は熱の供給に係るエネルギー使用量を差し引く。</li></ul>
年間3,000トン以上の温室効果ガスを排出する事業者		
100台以上の自動車を所有する運送事業者	貨物輸送又は旅客輸送の用に供する自動車のうち、使用の本拠の位置を市内に登録している自動車による事業活動	<ul style="list-style-type: none"><li>• 貨物輸送又は旅客輸送の用に供する自動車の走行に係るエネルギー使用量を把握する。（事業所等において行われる事業活動は含まない。）</li></ul>



### 3 (2) 原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素換算温室効果ガス排出量の算定

○エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量については、関連法令における算定方法に準拠する。

区分	指標	算定方法
事業所等（工場又は事業場）における事業活動	原油換算エネルギー使用量	<ul style="list-style-type: none"><li>「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」及び「同施行規則」に基づき算定</li><li>算定に用いる単位発熱量等の係数は計画期間を通じて一定</li></ul>
	二酸化炭素換算温室効果ガス排出量	<ul style="list-style-type: none"><li>「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」及び「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に基づき算定</li><li>算定に用いる排出係数は計画期間を通じて一定</li></ul>
運送事業者の事業活動	自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量	<ul style="list-style-type: none"><li>使用するすべての対象自動車の排出量の合計値</li></ul>

### 3 (3) 計画書の作成及び届出 (条例第10条第1項関係)

○特定事業者は、所定の様式により計画書を作成し、施行規則に定める期日までに届け出る。

#### <記載事項>

項目	内容
事業者の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>名称及び代表者名、主たる事務所の所在地</li><li>主たる事業の概要</li><li>制度に該当する要件</li></ul>
削減計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"><li>計画期間（基準年度及び目標年度）</li><li>基本方針</li><li>計画を推進するための体制</li></ul>
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	<ul style="list-style-type: none"><li>実績：基準年度（計画期間初年度の前年度）の排出量</li><li>目標：目標年度（計画期間最終年度）の排出量</li></ul>
排出原単位に係る実績及び目標	<ul style="list-style-type: none"><li>排出量を適切な指標（※1）で除算した値</li></ul>
重点的に実施する取組の実施計画（※2）	<ul style="list-style-type: none"><li>基本的な取組（基本対策）</li><li>事業活動に応じて実施する取組（選択対策・その他対策）</li></ul>

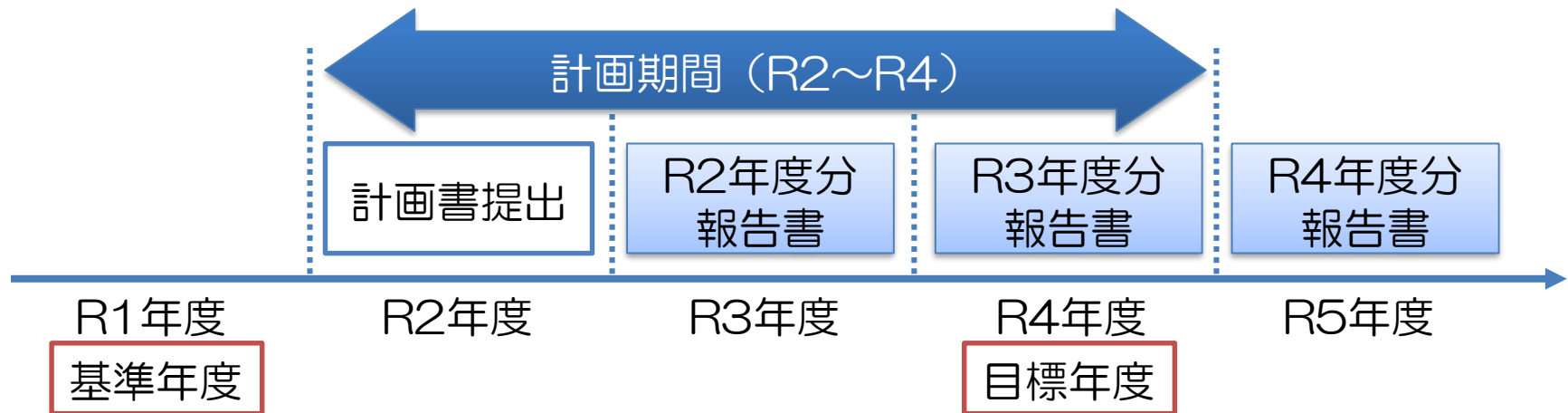
（※1）生産数量（トン）、売上高（円）、建物延床面積（㎡）、走行距離（km）など、温室効果ガス排出量と密接な関係にある指標を自ら選択

（※2）事業所等（工場又は事業場）と運送事業者に分けて取組を提示

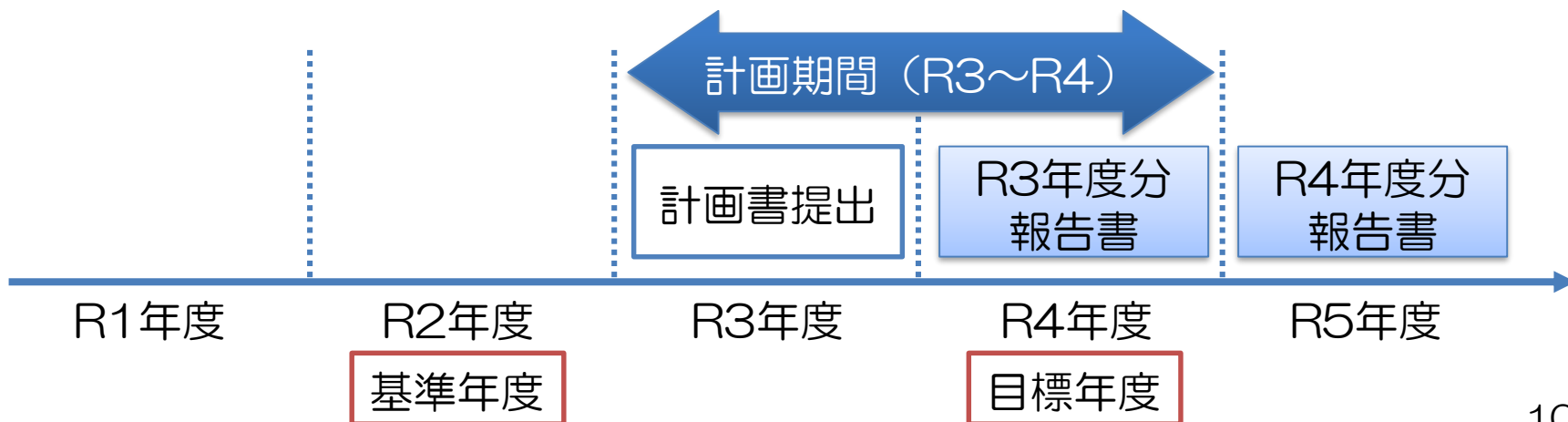
### 3 (3) 計画書の作成及び届出 (条例第10条第1項関係)

○計画期間と基準年度の考え方 (第1計画期間：R2年度～R4年度)

<第1計画期間のR2年度 (第1年度) から特定事業者となった場合>



<第1計画期間のR3年度 (第2年度) から特定事業者となった場合>



### 3 (3) 計画書の作成及び届出 (条例第10条第1項関係)

#### 計画書様式 (特定事業者用)

##### 1 事業所の概要

事業者の名称				
事業所の名称				
事業所の所在地				
事業所代表者	役職名		氏名	
主たる業種				
事業所の規模等	従業員数		人	延床面積
				m <sup>2</sup>

##### 2 温室効果ガス排出抑制のための基本方針

##### 3 温室効果ガス排出抑制のための組織体制

##### 4 温室効果ガスの排出の状況及び排出抑制に係る目標

基準年度	年度	基準排出量	t-CO <sub>2</sub>	基準原単位	t-CO <sub>2</sub> /
目標年度	年度	目標排出量	t-CO <sub>2</sub>	目標原単位	t-CO <sub>2</sub> /
		目標削減率	%	目標削減率	%
目標設定の考え方					

事業者の負担軽減のため、作成支援ツールを整備・市ホームページに掲載することにより、省エネ法の定期報告書から一部の項目を転記可能

### 3 (3) 計画書の作成及び届出 (条例第10条第1項関係)

#### 事業所等の取組 (一部抜粋)

##### <基本的な取組 (基本対策)>

項目	内容
一般管理事項	①推進体制の整備 ②エネルギー使用量の把握
ボイラー、工業炉等	③蒸気圧力・温度・供給量の管理 ④蒸気バルブの断熱管理
空気調和設備、換気設備	⑤設定温度・運転時間の管理
ポンプ	⑥圧力・流量の管理
照明器具	⑦点灯時間の管理

##### <事業活動に応じて実施する取組 (選択対策)>

項目	内容
一般管理事項	①外部機関による省エネ診断 ②エネルギー使用量の見える化 (経年比較など)
ボイラー、工業炉等	③保全管理 (マニュアルの整備、点検・補修の実施)
空気調和設備、換気設備	④外気冷房の実施
ポンプ	⑤回転数・流量の自動制御
その他の設備	⑥再生可能エネルギーの導入

### 3 (3) 計画書の作成及び届出 (条例第10条第1項関係)

#### 運送事業者の取組 (一部抜粋)

##### <基本的な取組 (基本対策) >

項目	内容
一般管理事項	①推進体制の整備 ②エネルギー使用量の把握
自動車	③エコドライブ教育の実施 ④エコドライブ実践 ⑤車両の性能管理

##### <事業活動に応じて実施する取組 (選択対策) >

項目	内容
一般管理事項	①外部機関による省エネ診断 ②エネルギー使用量の見える化 (経年比較など)
自動車	③燃費性能の良い車両の計画的導入 ④モーダルシフトの推進 ⑤最適運行ルートを選択

### 3 (3) 計画書の作成及び届出 (条例第10条第1項関係)

#### 事業所等・運送事業者共通の取組 (一部抜粋)

『事業活動に応じて実施する取組』において、地球温暖化の防止に資する地域や社会への貢献などを『その他対策』として自由に記載可能

<事業活動に応じて実施する取組 (その他対策) >

項目	具体の取り組み内容
環境マネジメントシステムの導入	左記の項目に基づいて自由に記載
従業員の自動車利用の抑制、公共交通機関の利用促進	
環境教育・学習の実施 (市民を対象にしたもの)	
森林の保全・緑化の推進	
グリーン調達の実施	
計画期間以前の温室効果ガスの大幅な削減	
排出係数の小さい電気事業者の選択	
その他地球温暖化を防止する対策の実施	

### 3 (4) 報告書の作成及び届出 (条例第11条第1項関係)

○計画書提出特定事業者は、計画期間の各年度における温室効果ガスの排出実績及び取組の実施状況について、所定の様式により報告書を作成し、施行規則に定める期日までに届け出る。

#### <記載事項>

項目	内容
温室効果ガスの排出の実績	• 報告年度の排出量 • 目標排出量との比較、増減の要因等
排出原単位の実績	
重点的に実施する取組の実施状況	• 報告年度における実施状況 • 取組の見直し状況

#### 計画期間の途中で特定事業者の要件を満たさなくなった場合

- 報告書の作成及び届出を要しないが、一般事業者として継続的に作成及び届出をするよう努める。
- 報告書の作成及び届出を行わない場合には、「非該当届」によりその旨を届け出る。



### 3 (5) 計画書及び報告書の公表（条例第10条第3項・11条第2項関係）

- 市長は、計画書及び報告書の概要（別途様式）について公表を行う。
- 計画書提出事業者は、経営に重大な影響を与える等の正当な理由があるときは、市長に当該理由に係る事項を非公表とするよう求めることができる。

#### <公表事項>

項目	内容
事業者の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>• 名称（代表者名は省略）、主たる事務所の所在地</li><li>• 主たる事業の概要</li><li>• 制度に該当する要件</li></ul>
削減計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"><li>• 計画期間（基準年度及び目標年度）</li><li>• 基本方針</li><li>• （計画を推進するための体制は省略）</li></ul>
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	<ul style="list-style-type: none"><li>• 実績：基準年度及び計画期間各年度の排出量</li><li>• 目標：目標年度の排出量</li></ul>
排出原単位に係る実績及び目標	<ul style="list-style-type: none"><li>• 実績及び目標排出量（原単位の指標は省略）</li></ul>
重点的に実施する取組の実施計画・実施状況	<ul style="list-style-type: none"><li>• 基本的な取組（基本対策）</li><li>• 事業活動に応じて実施する取組（選択対策・その他対策）</li></ul>

#### 非公表の請求を行う場合

- 計画書提出事業者は、「非公表請求届」によりその内容を届け出る。

### 3 (5) 計画書及び報告書の公表 (条例第10条第3項・11条第2項関係)

#### ポイント

- 計画書・報告書の概要を市ホームページ等で公表 (以下参照)
- 報告書の内容を基に、事業者の優れた取り組み事例を紹介 (毎年度)

#### <計画書概要の公表イメージ>

##### 1 事業所の概要

事業者の名称	
事業所の名称	
事業所の所在地	
主たる事業	
温室効果ガス排出抑制のための基本方針	

##### 2 温室効果ガスの削減目標等

項目	基準年度	年度	目標年度	年度	目標削減率
	温室効果ガスの排出状況及び削減目標	排出量	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	
	排出原単位			%	

原単位 (実績及び目標) において、指標となる生産数量等は省略

### 3 (6) 計画書の変更等

○計画書提出事業者は、計画書の内容に変更等がある場合はその内容を届け出る。

#### 計画書の内容を変更した場合

- 計画書の内容のうち、次に掲げる事項を変更した場合は、変更後の計画書を作成し提出する。
  - (1) 事業所等の名称変更
  - (2) 事業所等の用途変更
  - (3) 温室効果ガスの排出の目標に関する大幅な変更
  - (4) その他計画書に記載した事項についての大幅な変更

#### 事業所等を廃止したとき

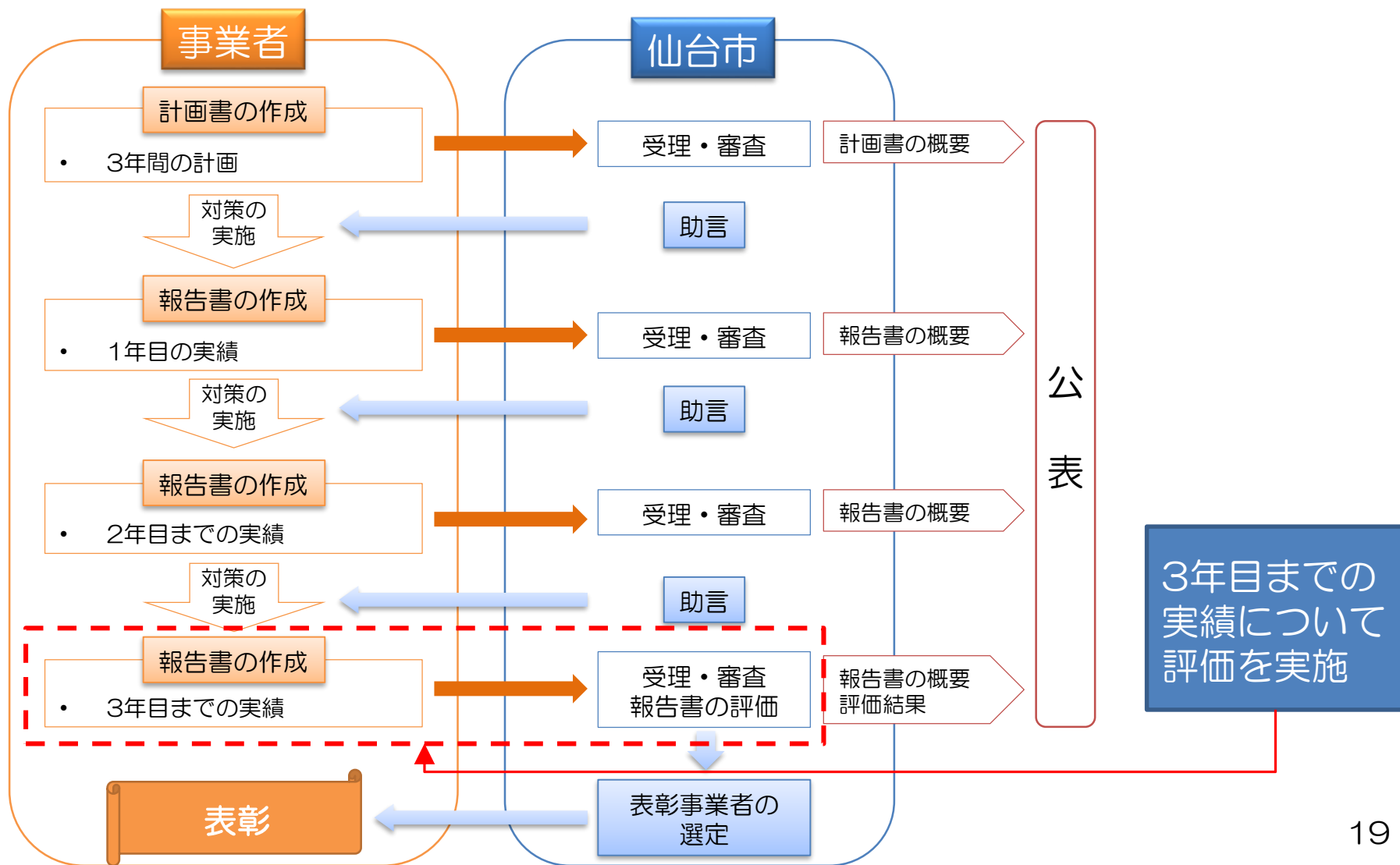
- 計画書の対象である事業所等を廃止したときは、「廃止届」によりその旨を届け出る。

#### 事業所等の譲渡・相続等があったとき

- 計画書の対象である事業所等の譲渡・相続等により当該事業所を承継した者は、「承継届」によりその旨を届け出る。

### 3 (7) 評価の時期

○報告書に対する評価は、計画期間が終了した年度の翌年度に、当該年度に提出する報告書により行う。



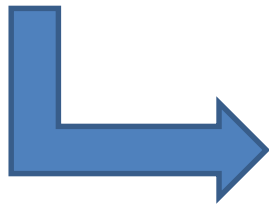
### 3 (8) 評価の基準 (条例第12条第1項関係)

○計画期間の初年度から最終年度までの実施状況等が記載された報告書について、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素、その他の温室効果ガス又は自動車の使用に伴う二酸化炭素の要件別に得点をつけ、その得点によりS、A、B、C、Dの5段階で行う。

#### 評価項目

- ①定量項目 (100点満点)  
…計画期間内 (3年間) における温室効果ガス排出量・原単位の削減率
- ②定性項目 (100点満点)  
…基本的な取組、事業活動に応じて実施する取組の実施状況

(※) 定量 (結果) 及び定性 (プロセス) の両面から評価



評価	点数
S	160点以上
A	130点以上160点未満
B	100点以上130点未満
C	70点以上100点未満
D	70点未満

定量項目と定性項目の合計点 (200点満点) により、左表のとおり5段階で評価

### 3 (8) 評価の基準 (条例第12条第1項関係) ～定量評価について～

#### 定量項目の評価

- 省エネ法の削減目標 (原単位で前年度比1%以上) を踏まえ、排出量・原単位ともに3年間で2%以上 (単年度あたり1%以上) を標準的な削減率とし、その2倍にあたる4%以上を最高点として設定
- 省エネや創エネ、森林保全などの活動について認証された「クレジット」を活用した場合、それも含めて評価

配点	平均削減率 (※)	点数			
	4%以上	50点	項目	配点 (満点)	
	3%以上～4%未満	40点	排出量の削減率	50点	100点
	2%以上～3%未満	30点	原単位の削減率	50点	
	0%以上～2%未満	20点			
	0%未満 (増加)	0点			

(※) 排出量・原単位の削減率は、計画期間内の平均削減率を評価 (次頁参照)

#### クレジットの活用

- 評価の対象は、クレジット活用後の排出量

実際の排出量

—

クレジット償却量  
(CO2削減量・吸収量)

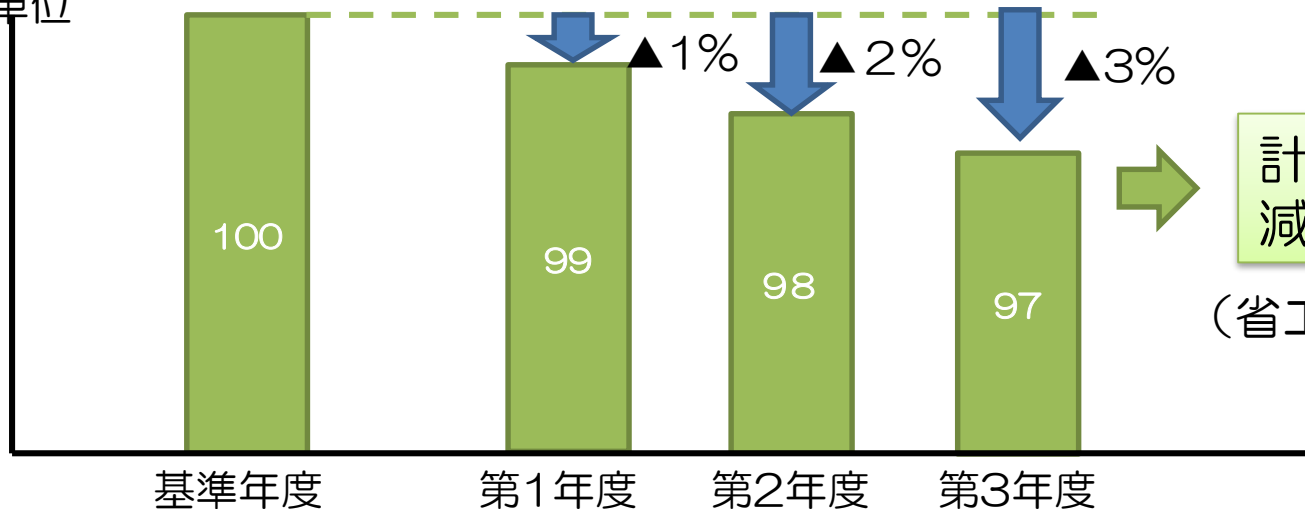
=

評価の対象となる  
排出量

# (補足) 排出量及び原単位の削減率の考え方

排出量及び原単位ともに計画期間の平均削減率を評価

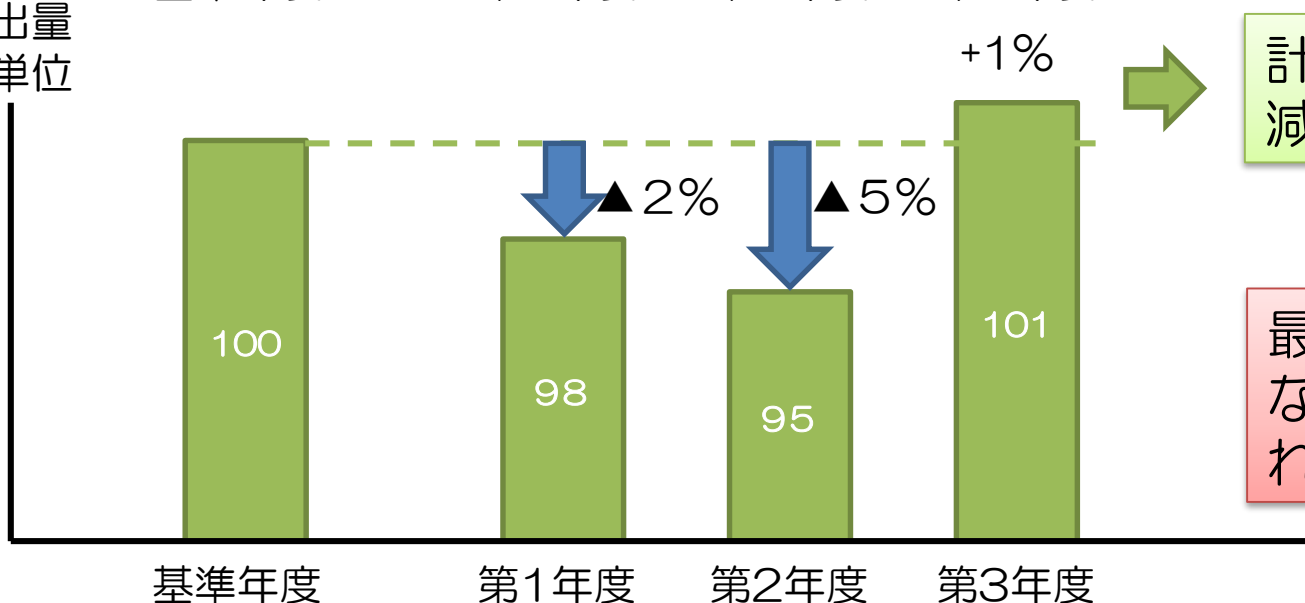
排出量  
原単位



計画期間中の平均削減率は▲2%

(省エネ法の削減目標と同様)

排出量  
原単位



計画期間中の平均削減率は▲2%

最終年度に削減出来ない事業者も評価される

### 3 (8) 評価の基準 (条例第12条第1項関係) ~定性評価について~

#### 定性項目の評価

○全ての事業者が取り組むことが望ましい基本的な取組と、事業活動に応じて実施する取組についてソフト・ハード面から評価

#### 基本的な取組 (最大で50点)

- 取組の実施率により算出 (以下参照)

$$\frac{\text{実施項目数}}{\text{全項目数} - \text{『該当なし』の項目数}} \times 50\text{点}$$

対象設備がない  
場合に選択可

- ボイラーの熱効率や設備運転時間の管理
- 定期的な車両の点検整備やエコドライブ実践

#### 事業活動に応じて実施する取組 (最大で50点)

- 実施項目数の合計により算出

- 省エネ・再エネ設備への更新、次世代自動車の導入

#### その他対策 (最大で25点)

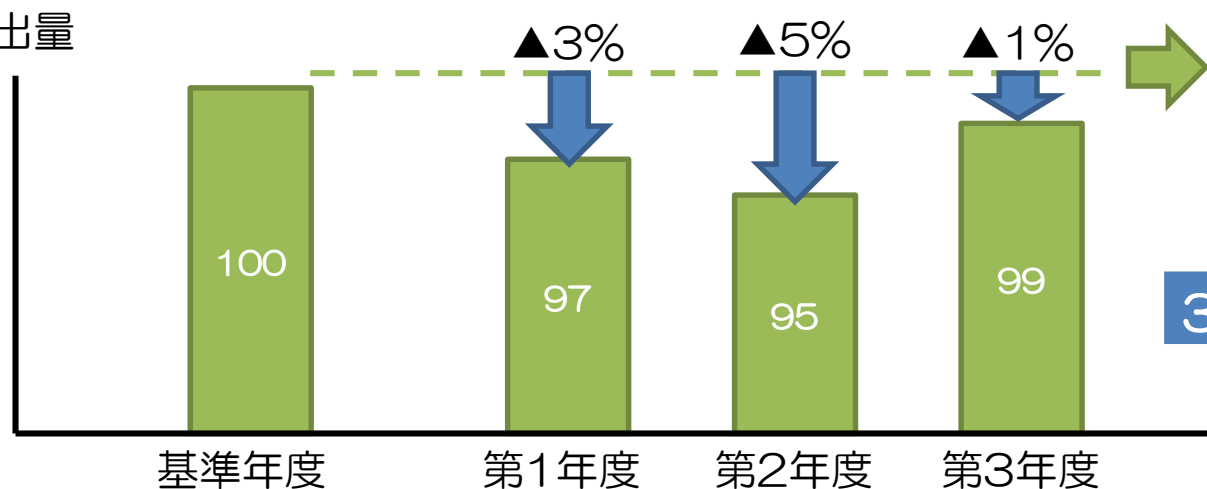
- 植林や環境教育の受入など地球温暖化の防止に資する地域や社会への貢献

合計で100点満点  
(審査会において協議のうえ評価)



# (補足) 評価の例 <定量評価>

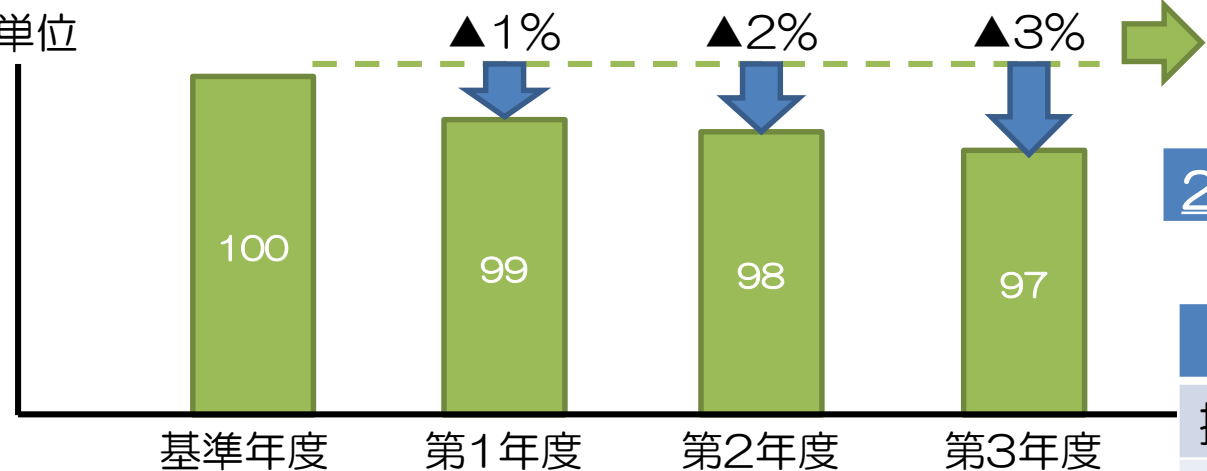
排出量



排出量の平均削減率は▲3%

3%以上~4%未満 | 40点

原単位



原単位の平均削減率は▲2%

2%以上~3%未満 | 30点

項目	評価点	合計点
排出量	40点	<u>70点</u>
原単位	30点	

# (補足) 評価の例 <定性評価>

基本的な取組	対策実施状況
推進体制の整備	○
エネルギー使用量の把握	○
省エネルギー教育の実施	×
⋮	⋮

50点×実施率

実施率 (80%)  
計40点



区分		評価点	合計点
基本的な取組		40点	81点
事業活動に応じて実施する取組	選択対策	21点	
	その他対策	20点	

事業活動に応じて実施する取組	対策実施状況
外部機関による省エネ診断	○
回転数・流量の自動制御	△
再生可能エネルギーの導入	×
⋮	⋮

実施(○) : 5点、  
部分的に実施(△) : 3点  
未実施(×) : 0点

○ : 3項目 (5点×3)  
△ : 2項目 (3点×2)  
× : 3項目  
計21点

○その他の取組

項目	取り組み内容
環境マネジメントシステムの導入	具体的内容を自由記載
森林の保全・緑化の推進	
グリーン調達の実施	
⋮	⋮

1項目につき5点

実施 : 4項目 (5点×4)  
計20点

## (補足) 評価の例 <定量評価・定性評価の合計>

区分1	区分2		評価点	合計点
①定量評価	排出量		40点	70点
	原単位		30点	
②定性評価	基本的な取組（基本対策）		40点	81点
	事業活動に応じて実施する取組	選択対策	21点	
		その他の対策	20点	
総合評価点				<u>151点</u>

評価	点数
S	160点以上
A	130点以上160点未満
B	100点以上130点未満
C	70点以上100点未満
D	70点未満



評価結果：A

### 3 (9) 評価結果の通知及び公表・表彰 (条例第12条第1項・13条)

- 市長は、評価を行ったときは、速やかに事業者に対しその結果を通知するとともに、**評価結果がS、A**であった者について、その結果を公表する。
- 表彰する事業者は、**評価結果がS、A**であった者の中から、立入調査等により温室効果ガスの排出の抑制等の対策の実施状況を確認のうえ、地球温暖化対策に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて決定する。

#### 公表のポイント

- 事業者にとってPRとなるよう、優良評価となった事業者のみ結果を公表

#### 表彰のポイント

- 特定事業者と一般事業者を分けて実施**
- 優良評価となった事業者を対象に、立入調査等により取り組みの実施状況等を確認
- 実施状況等の確認結果に基づき、**有識者や市民、事業者の代表による委員会を開催し、表彰対象者を決定**  
…表彰対象者選定委員会については別途要綱により定める

### 3 (10) 助言 (条例第14条関係)

○市長は、事業者に対し、提出した計画書の内容及び当該計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための対策の実施並びに計画書及び報告書の適正な作成等に係る事項について、必要に応じて助言を行う。

#### 事業者に対する支援 (例)

- 削減計画書作成に関するマニュアル、温室効果ガスの排出の削減に資する取組事例集の作成・公表
- 削減計画書作成支援ツールの整備 (温室効果ガスの排出量を簡易に算定)
- 専門知識を有する職員及び外部専門家による助言



**上記のほか、温室効果ガス削減アクションプログラムに参加する事業者の負担を軽減するとともに、具体的なメリットを付与するための施策について更なる検討を実施**

### 3 (11) 一般事業者による計画書及び報告書の提出 (条例第15条第1項関係)

○特定事業者に関する規定は、一般事業者が計画書及び報告書を作成し、提出する場合について準用する。(届出及び報告については「義務」ではなく「任意」扱い)

#### ポイント

○負担を軽減するため、計画書の記載内容を減らすなど、様式を簡素化

#### 計画書様式 (一般事業者用)

##### 1 事業所の概要

事業者の名称				
事業所の名称				
事業所の所在地				
事業所代表者	役職名		氏名	
主たる業種				
事業所の規模等	従業員数		人	延床面積

一般事業者用には、特定事業者用における「2 基本方針」及び「3 組織体制」の記載欄を設けない。

##### 4 温室効果ガスの排出の状況及び排出抑制に係る目標

基準年度	年度	基準排出量	t-CO <sub>2</sub>	基準原単位	t-CO <sub>2</sub> /
目標年度	年度	目標排出量	t-CO <sub>2</sub>	目標原単位	t-CO <sub>2</sub> /
		目標削減率	%	目標削減率	%
目標設定の考え方					

## (参考) 評価方法の他都市事例 (横浜市)

評価方法	特徴
項目別評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>「対策の実施状況」、「排出量の削減状況」などの項目別に評価する。(例：削減状況は『A』、重点対策は『-』)</li> <li>削減目標に対する達成状況、再エネ設備や低公害車の導入状況についても個別に評価する。</li> <li>定量評価と定性評価の明確な区分は存在しない。</li> <li>市は目標削減率を示さない。</li> </ul>

### <評価の基準>

項目	基準	評価
削減目標の達成状況	目標排出量が最終年度排出量以上	左基準を満たしていれば『A』、満たしていなければ『-』
基準年度の排出量に対する削減状況	基準年度の排出量より期間平均排出量が少ない	同上
重点対策の実施状況	すべて実施	同上
目標対策及び事業者の発意による対策の実施状況 (自由記載)	対策の効果が優良と認められる	同上
再生可能エネルギー利用設備の導入状況	再生可能エネルギー利用設備等を導入している	同上
低公害かつ低燃費な車の導入状況	導入率が30%以上	同上
その他の地球温暖化を防止する対策の取組状況	市の取組との連携や他の事業所の模範となる取組を行っている	同上

## (参考) 評価方法の他都市事例 (京都市)

評価方法	概要
段階評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が目標削減率を設定し、当該目標の達成状況に応じて段階的に評価する。(定量評価を重視)</li> </ul>

### <評価の基準>

区分	項目	基準・内容	評価
定量評価	目標削減率の達成状況	目標削減率は部門別に設定 (業務部門▲3%、産業部門：▲2%、運輸部門▲1%)	目標削減率を下回る場合は『B』又は『C』
			目標削減率を上回る場合は『A』
定性評価	必須項目の実施状況	危機管理台帳の整備、管理標準の設定など	目標削減率を2倍以上上回り、かつ定性評価項目の実施率が一定以上である場合は『S』
	選択項目の実施状況	京都府や市の省エネ運動への参加など	

達成状況に応じ段階評価



## (参考) 評価方法の他都市事例 (広島市)

評価方法	概要
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価項目毎に点数を割り振り、達成した項目の点数を合計する。(合計点により評価)</li> <li>● 定性評価を重視(配点が高い)</li> <li>● 市は目標削減率を示さない。</li> </ul>

### <評価の基準>

区分	項目	配点	最高点	評価
定量評価	基準年度の排出量に対する削減状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4%以上：20点</li> <li>・2%以上～4%未満：10点</li> <li>・2%未満：0点</li> </ul>	20点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・150点以上：AAA</li> <li>・125点以上：AA</li> <li>・100点以上：A</li> <li>・75点以上：B</li> <li>・75点未満：C</li> </ul>
定性評価	基本対策の実施状況 (取組体制の整備、冷暖房温度管理など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼ全面的に実施：5点</li> <li>・部分的に実施：3点</li> <li>・未実施：0点</li> </ul>	100点	
	目標対策の実施状況 (ヒートポンプ、LED照明の設置など)		80点	

### 本市における評価方法の考え方

- 評価の基準が明確であり、公平性を担保できる総合評価方式を採用
- 事業者自らが削減目標を設定(市は目標の目安を示さない)
- 定量評価と定性評価を均等に評価